

シンポジウム(参加無料)

公益通報（内部告発）制度を 実効あるものに！

制裁人事を，裁判で跳ね返したサラリーマンが語る
公益通報者保護法が機能しない本質！！

頻発する企業不祥事(東芝の不正会計，三菱自動車・東洋ゴムのデータ偽装，電通の過労死事件等)を食い止めることはできないのか。今、消費者庁で、公益通報者保護法の改正に向けた検討がなされています。オリンパス株式会社の社員として、同社の不正を内部告発した浜田正晴氏を招き、現行法の問題点と改正の方向、公益通報者保護制度を実効性あるものとするために、従業員・事業者・弁護士がいかに関わっていくべきかを考えます。

開催日時 2017年 4月 28日(金)pm6:00～8:00

会場 京都弁護士会館 地階大ホール

内容

- ① 消費者庁・公益通報者保護制度実効性向上検討会の
報告と課題 当会会員
- ② 通報と報復経験者からみた法の欠陥 浜田正晴氏
- ③ 内部通報制度における弁護士の役割 当会会員



浜田正晴氏の経歴

1985年 現・オリンパス株式会社 入社

2007年 上司の不正(取引先人員の引抜き行為)を内部通報。
通報と無断漏洩を契機に、報復的な配転人事。

2008年～2011年 【第1次訴訟】

東京地裁に、配転無効・損害賠償請求訴訟を提起。
1審敗訴後、高裁で逆転勝訴、最高裁で勝訴確定。

2012年～2016年 【第2次訴訟】

職位と名誉回復を求めて再提訴し、1審で勝訴的和解。

主 催 京都弁護士会(京都市中京区富小路通丸太町下ル)
TEL 075-231-2378 担当:河原